

1 審議事項

- 景観行政団体である町田市が、市内の実情に合わせた景観誘導の実現に当たり、市独自の屋外広告物条例の制定を希望している。
- 屋外広告物法第28条の規定に基づき、東京都から町田市へ、屋外広告物条例の制定等の権限を移譲する。
- 「東京都屋外広告物条例」及び「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」並びに告示の規定について、町田市に権限移譲する事項に関し所要の改正を行う。

(参考)

○屋外広告物法

(景観行政団体である市町村の特例等)

第28条 都道府県は、地方自治法第252条の17の2の規定によるもののほか、第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村（中略）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

○地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2 条例改正（案）の概要

○ 東京都屋外広告物条例改正（案）

法28条に基づき、町田市が条例を制定することができる事務の範囲を定める。【新設】

【規定例（屋外広告物条例ガイドライン）】

（景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等）

別表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表

事 務	市町村
1 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃	〇〇市

（参考）景観行政団体への条例制定権移譲範囲

- 法第3条 広告物の表示等の禁止（禁止地域等）
- 法第4条 広告物の表示等の制限（許可制等）
- 法第5条 広告物の表示の方法等の基準
- 法第7条 違反に対する措置
- 法第8条 除却した広告物等の保管等

2 条例改正（案）の概要

○ 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例改正（案）

条例制定等の権限の移譲により、町田市が自ら条例を制定し行うこととなる事務について、事務処理特例条例の規定から町田市を除く改正を行う。【一部改正】

（市町村が処理する事務の範囲等）

第2条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

【現行規定：条文例】

9 屋外広告物法、東京都屋外広告物条例及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

ニ 屋外広告物又はこれを掲出する物件のうち、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン（電飾を除く。）並びにその他の広告物等（中略）に係る条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 条例第8条、第15条、第16条及び第30条の規定による広告物等の表示又は設置に係る許可

各市（八王子市を除く。）、瑞穂町

3 告示改正（案）の概要

禁止区域を指定する以下の告示から町田市に係る区域を除く。【一部改正】

○ 昭和62年東京都告示第151号【現行規定】

東京都屋外広告物条例第6条第11号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない区域を次のとおり定める。

五 高速自動車国道

道路名	区域			
	起点	終点	延長（m）	道路の中心線からの距離（m以内）
高速自動車国道 東名自動車道	都道羽田上高井戸 岩淵線との交点	町田市 神奈川県境	約1,800	ア 世田谷区の区域内 （ア）両側200 （イ）都道羽田上高井戸岩淵 線との交点の周囲200 イ 町田市の区域内 両側500

4 今後のスケジュール（案）

